

公募型プロポーザル方式実施の公示

公募型プロポーザル方式により契約の相手方を選定するため、次のとおり企画提案書を公募します。

令和6年4月19日

イタリアーノひらおシティプロモーション事業公募型プロポーザル実施要項

1 事業趣旨

「イタリアーノひらおシティプロモーション事業」を実施する受託者を特定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 業務名

イタリアーノひらおシティプロモーション事業業務委託

(2) 業務の内容

別紙「イタリアーノひらおシティプロモーション事業業務委託仕様書」のとおり

(3) 予定履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 委託料の上限額

6,080,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

(5) 発注者

平生町（担当部署：地域振興課地方創生班）

3 受託者選定方針

(1) 受託者の選定方法等

①方式

公募型プロポーザル方式

②選定審査

イタリアーノひらおシティプロモーション事業業務委託業者審査委員会により行う。

③選定審査方法

- ・企画提案書の内容、当該企画提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングにより、別表「選定基準」に基づき審査を行う。
- ・事業者に求める標準的な評価点数（標準点数）を配点合計700点中420点とし、選定委員の合計点数が最上位の者を最優先交渉権者（受託候補者）とする。ただし、合計点数が同じの場合、当該企画提案者にくじを引かせ、最優先交渉権者（受託候補者）を決定する。

④書類提出を受けての審査

提出業者によるプレゼンテーション及び審査を実施する。

ア 開催日：令和6年5月27日～31日のうちいずれか1日（予定） ※日時は後日連絡

イ 開催場所：平生町役場2号棟3階会議室（予定）

ウ 出席者：3人以内の出席とし、実際に業務に携わる者（主担当）が説明を実施すること。

エ 所要時間：1事業者あたり30分以内（質疑応答は所要時間に含まない）

オ その他

- ・プレゼンテーション及びヒアリングに使用する資料は、既に提出済みの提案書等のみとし、新たな資料等の提示は認めない。
- ・プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。モニターについては担当部署で準備を行う。
- ・順番は企画提案書の受付順とする。
- ・提案者が1者のみであっても、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査結果が標準点数（420点）を超えなければ、その者を最優先交渉権者（受託候補者）として特定しない。

⑤選定審査結果の通知及び公表

ア 得点上位の提案者から順位付けをし、第1位の者を最優先交渉権者（受託候補者）とする。

イ 失格、その他特別な理由により受託候補者として契約締結ができない場合は、他の審査結果が標準点数を超えた提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。

ウ 選定審査の決定後、企画提案書の提出を行った全ての事業者に対し審査結果を通知するとともに、受託者の名称を平生町ホームページ上で公表する。

エ 審査結果（内容）に対する問合せには、応じないものとする。また異議申し立ても受け付けられないものとする。

⑥業者決定及び委託契約の締結

令和6年6月上旬～中旬（予定）

なお、業務委託条件、仕様等は契約段階において若干の修正を行うことがある。

また、審査段階で提出された参考見積書は、契約金額を保証するものではないため、契約段階において改めて見積書の提出を求めるものとするが、その金額は審査段階で提出された参考見積書の範囲内とする。

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件に該当するものとする。

- (1) 法人格を有する者であること。
- (2) 平生町の競争入札参加資格者名簿に登録していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は同条第2項各号の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続き開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けた者（確定したものに限り。）は、この限りでない。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 公告の日から契約締結日までの間いずれかの日においても、本町若しくは他の地方公共団体又は国から競争入札に係る指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (7) 本業務を遂行するために必要とされる業務経験等を有した者を従事させることができること。
- (8) 本業務と同等であるか又は類似した業務委託について、地方公共団体等から受託した実績があること。

5 参加申込書の提出及びスケジュール

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 法人概要調書（様式2）
- ウ 業務実績調書（様式3）
- エ 参加資格要件等確認書（様式4）

上記ア～エの提出書類の様式については、平生町ホームページ上で提供するので参照すること。

(2) 参加申込期間等

令和6年4月19日～令和6年5月17日

(3) 提出方法

平生町地域振興課地方創生班に郵送又は持参すること。

※提出時には、必ず電話連絡による確認を行うこと。

（電話確認は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに行うこと）

（郵送の場合は、書留郵便等で、5月17日までに必着となるよう注意してください。）

(4) 資格審査結果通知

提出された参加申込書等に基づき、平生町地域振興課において本プロポーザルの参加資格の有無を審査し、随時結果を通知する。

主なスケジュール（予定）

プロポーザル公示日	令和6年4月19日
参加申込の受付	令和6年4月19日～5月17日
企画提案書類の受付	令和6年4月19日～5月17日
質問締切	令和6年5月2日
参加申込者への資格審査結果通知	随時（参加申込書受付後）
プレゼンテーション及び審査	令和6年5月27日～5月31日のうちいずれか1日
事業委託に係る最優先交渉権者の決定	令和6年6月4日
審査結果の通知、公表	令和6年6月6日
最優先交渉者との契約に向けた協議	令和6年6月10日
事業委託契約締結	令和6年6月中旬

※スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。

6 質問及び回答

募集要項、仕様書、企画提案書作成に関する質問は、参加申込みの予定がある者が行うものとし、次のとおり質問書を提出すること。

(1) 提出様式

質問書（様式5）により提出すること。

様式については、平生町ホームページ上で提供するので参照すること。

(2) 提出期限

令和6年5月2日 午後5時15分まで

(3) 提出方法

平生町地域振興課地方創生班に電子メールで提出すること。

※提出時には、必ず電話連絡による確認を行うこと。

(4) 回答

電子メールにより随時回答する。また、受付を行った質問のうち、重要と思われる質問の回答については、その都度、平生町ホームページにおいて公開する。

ホームページに掲載した回答事項については、本募集要項（仕様書を含む。）と一体のものとして効力を有するものとするため、プロポーザルの参加者は質問の有無に関わらず随時ホームページを確認すること。

【提出及び問合せ先】

〒742-1195

山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1

平生町役場 地域振興課 地方創生班

電話：0820-56-7120 FAX：0820-56-7123

e-mail：sosei@town.hirao.lg.jp

7 企画提案書について

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（様式6）
- ② 提案書（様式自由）
- ③ 業務工程表（様式自由）
- ④ 業務の実施体制（様式7）
- ⑤ 参考見積書（内訳書）（様式自由）
※経費を積算した内訳書を添付すること

(2) 提出部数

- ①から⑤までの書類6部及び提出書類のPDFデータを入れたCD-R又はDVD-Rを1部提出すること

(3) 提出期間

令和6年4月19日～令和6年5月17日

※企画提案書等の提出は、郵送又は持参すること。郵送の場合は、上記提出期限までに必着のこと。

※提出時には、必ず電話連絡による確認を行うこと。

（電話確認は、土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までに行うこと）

【提出及び問合せ先】

〒742-1195

山口県熊毛郡平生町大字平生町210-1

平生町役場 地域振興課 地方創生班

電話：0820-56-7120 FAX：0820-56-7123

e-mail：sosei@town.hirao.lg.jp

8 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は、失格となる場合がある。

- (1) 提出書類の提出方法に適合しないもの
- (2) 提出書類の作成様式及び記載上の留意事項などに適合しないもの
- (3) 提出書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。また、記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (5) 町が提示した委託料上限を超える額の参考見積書を提出したもの
- (6) その他、本プロポーザルに関して不適切な行為があったもの
- (7) 提出期限内に提出書類を提出しなかった場合

9 その他

- (1) 提出期限以降、参加申込書及び企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (2) 参加申込書の提出以後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式8）を提出するものとする。なお、この場合、平生町が行う他の事業について不利益な取扱いを受けることはない。
- (3) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 提出された参加申込書及び企画提案書は返却しない。なお、提出された参加申込書及び企画提案書は審査以外の目的で使用しない。
- (5) 提出された企画提案書に係る著作権は、元来第三者に帰属するものを除き、それぞれの提出者に帰属するものとする。なお、企画提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、第三者の承諾を得ること。第三者の著作物の使用に関する責は、使用した提出者に帰属するものとする。
- (6) 本プロポーザルは最優先交渉権者等の特定を目的に実施するものであり、必ずしも提案内容の履行を保証するものではない。
- (7) このプロポーザル手続きにおいて、町が配付した一切の書類や資料等を他の目的で使用しないこと。
- (8) 審査に係る内容を確認するため、追加資料の提出を求めることがある。
- (9) 参加の申込み、企画提案書の提出等、本プロポーザルの参加に係る経費については、参加申込者の負担とする。
- (10) 審査内容は非公開とする。また、審査及び選定結果等に関する異議申立ては受け付けない。

【別表】

イタリアーノひらおシティプロモーション事業業務評価基準

	評価項目	評価の視点
1	業務実施体制	・ 人員の配置状況から、主担当者が不在の場合でも打合せや問合せに迅速かつ柔軟に対応できる体制が組まれているか
2	業務実績	・ 本業務と同等又は類似する業務の受託実績は豊富か
3	業務の内容	・ すべての業務について事業趣旨に沿った内容となっているか
4	業務工程・スケジュール	・ 業務工程、スケジュールが、具体的かつ適切であるか
5	地域特性の把握	・ 平生町の地域特性や課題を的確に想定した提案がなされているか
6	企画提案内容の的確性及び実現性	・ 着眼点、問題点、解決方法等が論理的に整理されているか ・ 本業務の趣旨を理解し、実工程や町との役割分担は明確で、仕様書に定める業務内容に対する的確な提案であるか ・ 本町の地域特性や課題を十分に踏まえ、具体的で実効性のある提案がなされているか
7	見積金額	・ 見積金額は、提案内容を勘案して妥当であり、経費の内訳が適正かつ明確であるか

※項目ごとの配点は100点とし、合計700点とします。